

議案第 66 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 7 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏司

#### 提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(保育所条例の一部改正)

第1条 保育所条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に所長、保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の</u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、その他必要な職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 保育所に所長、保育士（<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、その他必要な職員を置く。</p>

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の特区法</u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）</u>第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「<u>国家戦略特別区域限定保育士</u>」という。）を含む。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（_____）</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 小規模保育事業所A型には、保育士（<u>特区法第12条の5第</u></p>

\_\_\_\_\_国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。

）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（\_\_\_\_\_国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

## 2・3 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者又は国家戦略特別区域限定保育士をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

10 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者\_\_\_\_\_をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止）</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号_____</p> <p>_____</p> <p>_____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市長が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりな</u>その効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) から (10) まで (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市長が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <p>(1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりな</u>その効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者</p> <p>(2) から (10) まで (略)</p>

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3  
3条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第3  
3条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。